（進行協議）

第十四条の八　［略］

2　裁定委員会は、相当と認めるときは、事件関係人の意見を聴いて、裁定委員会及び事件関係人双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、前項の規定による協議（以下この条において「進行協議」という。）における手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び事件関係人双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、進行協議における手続を行うことができる。

［3　略］

4　第二項に規定する方法によつて進行協議における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

［一　略］

二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

5　裁定委員会は、進行協議における手続を行うときは、委員会の職員に命じて行わせることができる。

第十四条の十一　前条第二項の規定による文書等の写しの提出は、裁定委員会が認めた場合には、電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

［2～6　略］

（映像と音声の送受信による通話の方法による審理の期日外の調査のための処分）

第十五条の二の二　第十四条の七の三の規定は、前条の規定により行う処分について準用する。

（映像と音声の送受信による通話の方法による参考人の審問）

第十五条の五　裁定委員会は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、次項で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、参考人の審問をすることができる。

一　参考人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、参考人が審理廷に出頭することが困難であると認める場合

二　事案の性質、参考人の年齢又は心身の状態、参考人と事件関係人本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、参考人が裁定委員長及び事件関係人が参考人を審問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合

三　事件関係人に異議がない場合

（進行協議）

第十四条の八　［同上］

2　裁定委員会は、相当と認めるときは、事件関係人の意見を聴いて、裁定委員会及び事件関係人双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、前項の規定による協議（以下この条において「進行協議」という。）における手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び事件関係人双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、進行協議における手続を行うことができる。

［3　同上］

4　第二項に規定する方法によって進行協議における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

［一　同上］

二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

5　裁定委員会は、進行協議における手続を行うときは、委員会の事務局の職員に命じて行わせることができる。

第十四条の十一　前条第二項の規定による文書等の写しの提出は、裁定委員会が認めた場合には、電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機と文書等の写しの提出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

［2～6　同上］

［新設］

［新設］